

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 居住誘導区域を定めない区域として、地すべり防止区域等を追加するものとする。

(第三十条関係)

第二 この政令は、令和三年十月一日から施行するものとする。

(附則関係)